

山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 保健医療計画を踏まえ、山武長生夷隅地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び医療法第30条の14の規定に基づき、地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的とし、山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）を置く。

なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 この会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療体制に関する検討
 - ア 保健医療体制の構築に関する事項
 - イ その他保健医療体制の整備に必要な事項
- (2) 地域医療構想の推進に関する協議
 - ア 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - イ 病床機能報告制度による情報等に関する事項
 - ウ 千葉県計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
 - エ その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者29名以内の委員で組織する。

- (1) 保健医療関係機関・団体から推薦された者
 - (2) 保険者協議会から推薦された者
 - (3) 福祉関係機関・団体から推薦された者
 - (4) 市町村から推薦された者
 - (5) 山武健康福祉センター長、長生健康福祉センター長、夷隅健康福祉センター長
 - (6) その他必要と認められる者
- 2 会議は、特定の事項を検討するため、次の各号に掲げる者で組織する部会を置くことができる。
- (1) 山武郡市医師会、茂原市長生郡医師会及び夷隅医師会の中から1名以上
 - (2) 山武健康福祉センター長、長生健康福祉センター長及び夷隅健康福祉センター長の中から1名以上
 - (3) その他、前項第1号から第4号までに掲げる者の中から1名以上

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は長生健康福祉センター長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副会長がその職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 部会長は長生健康福祉センター長が指名し、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の議事を進行する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、長生健康福祉センター長が必要に応じ招集する。

- 2 長生健康福祉センター長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 3 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とすることができる。

(部会)

第7条 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会長は必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 3 部会は非公開とし、次回の会議において、部会長は協議結果を報告するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、長生健康福祉センター（保健所）において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会長が指名する健康福祉センター（保健所）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、長生健康福祉センター長が別に定める。

(要綱の失効)

(削除)

附 則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。